

第1回中野区公契約審議会 議事概要

開催日時・場所	令和4年9月15日(木) 午後3時～ 中野区役所4階 庁議室
出席委員	武藤委員(会長) 阿世賀委員(会長代理) 進藤委員 大村委員 菊池委員 大辻委員
傍聴人	12名
審議案件	令和5年度 労働報酬下限額について
委嘱について	各委員に対し、区長代理として総務部長から委嘱状を交付
諮問について	令和5年度労働報酬下限額について、区長代理として総務部長から諮問書を受領
審議内容	事務局より説明 ①中野区公契約条例の概要について ②未熟練工等の取り扱いについて ③労働報酬下限額について
主な意見等	②未熟練工等の取り扱いについて ・同一レベルの業務を担っているわけではないので、熟練工とは区別して労働報酬下限額を設定すべきである。 ③労働報酬下限額について ・1時間あたりの労働報酬下限額の算出方法について、「中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づいた数値で割り返すより、実態に沿った数値で割り返す方が良いのではないか。 ・近隣区と比較して、金額が低いのは望ましくない。 ・民間との差を考慮しつつ労働報酬下限額を設定していくべき。 ・物価が高騰していることもあり、既存のデータのみを数値根拠にするのではなく、ある程度先を見通して数値設定できると良い。
その他	公共工事設計労務単価について、単価が設定されていない職種の取り扱いについて、次回の審議会で諮ることを確認した。